

ふじみ野市における町会・自治会・町内会への加入促進に関する協定書

ふじみ野市町会・自治会連合会（以下「甲」という。）、ふじみ野市（以下「乙」という。）及び公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「丙」という。）は、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲乙丙が連携のもと、明るく住みよい安全で安心なまちづくりを目指すため、ふじみ野市における町会・自治会・町内会への加入促進に関して相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙及び丙と緊密な連携を図り加入促進の協力を行うものとする。
- (2) 乙は、甲丙それぞれの団体に対して必要な支援を行うものとする。
- (3) 丙は、ふじみ野市に所在する会員事務所を協力店とし、甲又は乙が作成した町会・自治会・町内会への加入促進用チラシ等を協力店店頭に掲示し、新規転入者や住宅購入者へ配布を行うとともに、アパート等の管理・仲介の新規契約時における町会・自治会・町内会への加入促進の働きかけを行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙丙のいずれかからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間ごとに継続するものとする。また、期間途中で協力を解除する場合は、解除日の1か月前までに申し出を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定の条項について疑義が生じた場合

又は内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月17日

所在地 ふじみ野市福岡一丁目1番1号

甲 名称 ふじみ野市町会・自治会連合会

代表者氏名 会長 丸山 利男



所在地 ふじみ野市福岡一丁目1番1号

乙 名称 ふじみ野市

代表者氏名 ふじみ野市長 高畑 博



所在地 川越市仙波町二丁目5番地9

丙 名称 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部

代表者氏名 支部長 堀越 重男

